

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（674））
2. 日 時：平成30年2月14日 15時00分～17時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階 A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

田尻安全審査官、村上安全審査官、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 火災防護対策グループ

グループマネージャー 他7名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 担当 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 副長 他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力運営） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、2月7日及び9日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る火災防護に関する説明書等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【火災防護に関する説明書】

- 格納容器内の火災影響評価の考え方について説明すること。
- 感知器の設計について、非アナログ式を採用する理由を明示すること。
- 放射線監視設備用ケーブルの難燃性について、格納容器内ペDESTAL部の核計装ケーブルとの設計の違いを整理した上で説明すること。
- 放射線分解に伴う水素の対策について、「BWR 配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン」との整合性を説明すること。
- 火災防護計画に定めるべき内容について、シビアアクシデント対策も含めた内容の網羅性について説明すること。
- 新燃料貯蔵庫において消火設備（水消火）が作動した際の未臨界維持の評価について説明すること。
- 解析コードの説明がなされているが、当該コードを用いた評価内容を明示すること。
- 1時間耐火及び自動消火による系統分離を採用する箇所については、配置図を添付すること。
- 消火活動のための環境条件として、煙が充満しにくいことの根拠に火災荷重が少ないことを挙げているが、その具体的な判断基準を説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料なし